

総務文教常任委員会・民生福祉常任委員会
連合審査会記録

令和3年11月29日

【開催日】 令和3年11月29日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午後2時40分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		
委員長	長谷川知司	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	笹木慶之	委員	古豊和恵
委員	前田浩司		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部参与	芳司修重	市民活動推進課長	河上雄治
市民活動推進課長補佐兼市民活動係長	西崎大	市民活動推進課市民活動係主任	増本順之
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長	岩佐清彦
福祉部次長	尾山貴子	社会福祉課課長補佐	増富久之
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎		
教育長	長谷川裕	教育部長	岡原一恵
教育部次長	吉岡忠司	社会教育課長	船林康則
社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田哲也	社会教育課公民館係長	柿並健吾
社会教育課公民館係主事	縄田雅典		
山陽総合事務所長	篠原正裕	地域活性化室副室長	安重賢治
企画部長	清水保	企画部次長兼企画課長	和西禎行

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	主査兼議事係長	中村潤之介
庶務調査係長	田中洋子		

【審査内容】

1 議案第87号 山陽小野田市地域交流センター条例の制定について（市民

活動)

- 2 議案第 88 号 山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について (社福)
- 3 議案第 93 号 山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について (地域)
- 4 議案第 94 号 山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について (社会教育)

午前 10 時 30 分 開会

松尾数則委員長 おはようございます。それでは、ただいまから総務文教常任委員会・民生福祉常任委員会の連合審査会を開きます。本日の審査内容につきましてはお手元に資料がありますので、この内容に従って審査を進めてまいりたいと思います。まず審査番号 1、議案第 87 号山陽小野田市地域交流センター条例の制定について、執行部の説明を求めます。

和西企画部次長兼企画課長 議案第 87 号山陽小野田市地域交流センター条例の制定に関連いたしまして、議案第 88 号山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 93 号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例について、議案第 94 号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例について、以上 4 議案に関しまして、議案それぞれの具体的な御説明の前に、最初に企画課から概要、議案上程に至った経緯について御説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

松尾数則委員長 お願いします。

和西企画部次長兼企画課長 まず概要です。今回の諸議案の制定、一部改正の目的は、市内に 11 ある教育委員会所管の公民館の機能を維持しつつ、より広範な地域課題解決のための拠点施設としての進化、発展をさせることを目指し、市長部局の所管する地域交流センターに転換することで

す。主に議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定、議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例が該当します。また先ほど、広範な地域課題解決のための拠点施設を目指すと申しましたが、その中には地域福祉の増進という地域課題を含むものと考え、現在、その機能を果たしている福社会館につきましても、中央福祉センターを除き、地域交流センターに集約することとしました。これは議案第88号山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定が該当します。そして、議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年開館の厚狭地区複合施設におきまして、条例上、市長部局が所管するコミュニティ施設という福社会館的な機能を設けておりましたが、今回、厚狭公民館を市長部局の所管する厚狭地域交流センターに転換するに当たり、機能が重複するため項目を削除することとしました。それでは、議案上程に至った経緯について御説明します。資料2を御覧ください。こちらは、今年6月、総合教育会議において、公民館を地域交流センターに転換することについての協議を開始した際の資料になります。発議に至った市長部局の考え方を端的にまとめたものでありますので、説明資料として使用させていただきます。2のところにあります、経緯・理由を御覧ください。本市におきましては、協創の考え方にに基づき、まちづくりを進めているところであり、今年3月に協創によるまちづくり推進指針を策定し、人と人のつながりを基盤に地域課題を解決していくことで、まちの持続可能性を担保し、未来に向けての本市のまちづくりを推進していくことを宣言いたしました。現在議会で御審議いただいております、本市第二次総合計画における中期基本計画におきましても、協創の考え方を反映させているところです。協創によるまちづくりにおける地域課題とは、その地域にお住まいの方々の困り事の最大公約数と考えます。一言に困り事と申しましても、各地域の特性に応じて直面する課題は様々で、少子化、高齢化、あらゆる場面での担い手の不足、空き家問題、地域における交通手段や買物場所の確保、健康寿命の延伸など、分野も幅広く、それぞれの課題を所管する市役所内の担当部署も多岐にわたります。こうした地域課題の解決に向けて取り組んでいくことは、先ほど申しましたとおり、人と人のつながりを基盤にまちの持続性を担保するといった協創理念の具現化につながります。そしてその取組を推進していくためには、ソフト、ハードの両面で環境を整備することが必要です。1ページの真ん中下辺りにありますが、環境整備に当たってのポイントとして、3点挙げてお

ります。①地域ごとの組織、これに関しましては、現在地域運営組織の導入準備に取り組んでいるところです。それから、裏面2ページに移りまして、②地域ごとの活動拠点と事務局機能に関する整備ですが、今回の諸議案を上程した目的はここに集約されます。各地域において、地域課題の解決を図っていくためには、様々な活動の担い手が気軽に集まることのできる活動拠点が必要であり、同時にその拠点となる施設が様々な主体を結びつける機能、いわゆる中間支援組織機能を発揮することにより、協創の場の持続、今まで個人や団体だけではなし得なかった課題解決につながると考えています。では、現在の公民館ではなく、なぜ地域交流センターに転換する必要があるのかという点につきましましては、2ページの真ん中下辺りのくだりにありますが、「現在、社会教育法に基づき設置され、教育という地域課題の範疇に限られる公民館を、市長部局が所管する広範な地域課題解決のために事務局機能をもった拠点施設に転換し、協創指針の具現化の環境整備をすすめるため」としています。3ページに移ります。詳しくは後ほど議案説明等の際に御説明する部分と重複しますが、「3-3機能」というところにつきましましては、地域課題解決の拠点機能として具体的に想定されている機能を数点列挙している箇所と御理解いただければと思います。なお、総合教育会議における市長部局と教育委員会との協議に関しましては、公民館の地域交流センター化について、6月、9月、10月と3回開催いたしました。1回目の6月は、先ほどの資料を基に、市長部局から教育委員会へ趣旨説明を行いました。その提案に対し、9月に教育委員会からの市長部局への意見が表明され、その意見に対し、10月の総合教育会議において、市長部局が見解を回答するというやり取りを行いました。そのやり取りが資料3になります。9月と10月における教育委員会からの意見、それに対する市長部局からの回答をまとめたものになります。教育委員会からは、4点ほど意見が示されております。1、社会教育の維持・発展について、2、地域学校協働活動に代表される、いわゆる学社融合について、3、公共性の担保について、4、人材と予算の確保についてです。教育委員会のそれぞれの意見に対し、市長部局からは、まず1、社会教育の維持・発展についてに関しましては、教育委員会と連携強化、一体的取組を進め、関係各課が主体的に地域課題解決に向けた学びの提供に取り組める体制づくりを検討する。2、地域学校協働活動に代表される、いわゆる学社融合につきましましては、本市独自の第2コーディネーター制度は、地域づくり推進に適合したものであり、交流センター化後は更なる

効果が期待できるため、交流センター長を引き続き第2コーディネーターとして位置づけることで、地域と学校の連携を強化する。それから、3、公共性の担保について、この点につきましては、若干補足させていただきますと、社会教育法の制限から外れることで、特定の個人、団体が独占的に占有することがないよう留意していただきたいという教育委員からの御要望を受けてのものであります。回答におきましても、公共性の担保に留意しますと回答させていただいておりますが、社会教育法の制限から外れることで、今までかなわなかった利用形態が可能となることは想定される場所ですが、教育委員会、市長部局所管にかかわらず、公共性の観点は尊重しなければならないのはもちろんのことと考え、このような回答をさせていただいております。4、人材と予算の確保につきましては、これも若干補足させていただきますと、地域交流センターへの転換の鍵を握るのは、センター長をはじめ、そこに関わる、従事する職員であることは言うまでもありません。先ほど申しましたとおり、地域の中間支援組織として、つながりづくりの役目を負う職員の人材確保、資質向上には庁内でしっかり調整を進めてまいります。また、予算確保も同様の考え方です。地域運営組織の醸成と関連してまいります。地域課題解決のための活動が地域で活発になっていく上で、行政からの支援は不可欠と考えております。以上のようなやり取りを経て、3回目となる10月の総合教育会議において、公民館の地域交流センターへの転換について教育委員会との共通理解を得て今回議案を上程させていただきました。最後に企画課の立場から、今回の議案上程に関して、まとめを述べさせていただきます。議案第94号において、条例上、公民館は廃止という形ではあります。繰り返すと、公民館機能がなくなるわけではなく、公民館機能を含む地域交流センターに生まれ変わる。進化・発展するということです。御説明中、転換という表現を使わせていただいたのもその考えに基づいてのことです。新たに設置される地域交流センターで、現在の公民館機能は維持します。ではなぜ、地域交流センター化を進めるのか。それは、教育委員会が所管するため、教育という地域課題の範ちゅうに限られている現在の公民館を、広範な市長部局が所管する様々な地域課題のための拠点施設に転換することを目指すためです。公民館が担ってきた、学ぶ、集う、つながるといった機能、ネットワークを市長部局にも広げ、協創によるまちづくりの地域の拠点に進化・発展するという共通理解を丁寧な議論を経て、総合教育会議では得ることができました。協創によるまちづくり推進指針を具現化し、持続可能

な地域社会の維持を目指し、教育委員会と市長部局がこれからも協創で取り組み、市の将来を見据えた、大きな行政改革であるということを御理解いただければと思います。私からは以上です。

河上市民活動推進課長 議案87号地域交流センター条例の制定について御説明をいたします。企画課より地域交流センター化の背景・目的等を説明させていただきましたが、私からは、公民館の地域交流センター化についての概要を説明させていただきたいと思います。本日お配りしております資料1を御覧ください。まず、1の公民館の地域交流センター化で目指すもののイメージ図を御覧ください。地域の課題は、少子化、高齢化、担い手不足など多様化、複雑化しております。その課題解決に向け、本市では「協創によるまちづくり」推進指針を昨年度末に策定したところです。この指針では、地域課題解決には、異なる価値観、ライフスタイルを持つ多様な人や団体がつながり合うコミュニティの場、それぞれが持つ知恵や資源を柔軟に組み合わせる場が必要とされております。そのため、公民館を地域交流センター化し、社会教育法の利用制限の適用除外とすることにより、「多様多様な生涯学習の場」、「地域づくりの自由な活動の場」、「住民や企業等が自由に利用できる場」、の環境整備を図り、多くの主体が集まり、つながる場を構築していきたいというふうに考えております。また、所管を教育委員会から市長部局に移管することにより、地域福祉増進の取組が自由にできる場、行政各課の横のつながりを推進し、地域課題に向けた行政全般の関わりの強化を図ってまいりたいというふうに思っております。そして、地域交流センターによるコーディネートの下、多くの人のつながりの融合を進め、地域課題、地域の目指すべき将来像を共有することにより、地域課題の解決に向けた持続的な取組に発展させ、持続可能な地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。資料1の2ページを御覧ください。公民館の活動領域は、現在の生涯学習の推進など「ひとづくり」を目的としたものとなりますが、地域交流センターの活動領域は、公民館の活動領域を包含するとともに、まちづくりという大きな目的を加えた領域としております。3の公民館と地域交流センターの比較について、御説明させていただきます。まず公民館の設置主体は教育委員会、地域交流センターは市長部局となります。設置根拠は、山陽小野田市公民館条例に対し、案ではございますが、山陽小野田市地域交流センター条例、根拠法令は、公民館は社会教育法と地方自治法に対し、地域交流センターは地

方自治法となります。公民館のメリットといたしましては、社会教育法の規定に基づいた生涯学習機会の提供が挙げられます。地域交流センターのメリットは、社会教育法の適用外としながらも、公民館の生涯学習の推進の機能は継続・充実していきたいというふうに考えておりますので、引き続き「生涯学習の提供」ができることとなります。また、営利目的の利用制限が緩和されることにより、民間の有償講座等の利用が可能となり住民の学習機会の範囲の拡大につながることを期待されます。例を申し上げますと、民間の各種資格取得のための有償講座への場の提供、有償の音楽会や美術品の鑑賞会の場の貸館が可能となり、地域の方々が身近な場所での様々な学習や文化に触れる機会につながることを期待できます。また、地域づくりの自由な活動の場といたしましては、買物が困難な地域のための生活用品等の移動販売、地域の特産品の販売なども可能となり、地域の実情に合った課題解決に向けた取組が可能となります。住民や企業等が自由に利用できる場としましては、企業や個人事業者等の研修や営業活動等の利用が可能となり、地場産業の発展や地域と企業等のつながりによる企業等の地域貢献活動への発展が期待できます。また、ランチミーティングや空いている会議室や研修室を活用した児童・生徒のテスト勉強などを行う学習ルームとしての活用、高齢者の囲碁・将棋などのレクリエーションでの交流の場の活用も考えていくことが可能となります。行政の関わりの強化につきましては、教育委員会から市長部局に移行することによる積極的な高齢者の介護予防、日常生活支援事業等での活用や、よろず相談等、住民の困り事を行政につなぐ役割も可能となります。公民館のデメリットは、社会教育法上の公民館の利用制限の規定により、地域づくりの活動が限定される、民間の営利を目的とした有償講座の利用ができないため、住民の学習機会の範囲が限定されることが考えられます。地域交流センターのデメリットは、公民館機能を包含するため特にないというふうに考えておりますが、地域交流センター移行に伴う課題として、4の項目に課題を掲げさせていただいております。まず、アにつきましては、公民館から地域交流センターに名称を変更することにより、「利用方法が変わるのか」、「利用できなくなるのでは」という市民の皆様には不安感を感じられるのではないかと考えております。この課題につきましては、公民館機能を包含することとしておりますので、現在の各種団体の利用や講座の学習機会の提供等は継続して行っていきたいというふうに考えておりますし、使用料の減免基準も現公民館と同様に考えておりますので、市民の皆様の現在

の利用等を損なうものではありません。本条例の制定の議決を頂くことがかなえば、この旨をしっかりと市民の皆様にも周知してまいりたいというふうに考えております。イは、利用者が増加することにより、現在利用されておられる方々の活動時間、活動範囲が縮小されるのではという不安感を感じられる方がいらっしゃるのではというふうに考えております。この課題につきましては、現在の公民館の空き状況が十分にあるというふうに聞いておりますので、利用が増加されても十分に対応できるというふうに考えておりますし、施設予約を地域の方々が優先的に予約できる体制も考えております。この件につきましても、先ほどと同様に条例制定の議決がかなえばしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。ウは、地域課題解決には、行政において協創の理念の下、つながりを強化し対応していくことが必要となります。つきましては、市長部局・教育委員会の各専門分野との連携強化を図り、関係各課が主体的に地域課題解決に向けた取組ができる体制づくりを検討してまいります。エは、公民館から地域交流センター化に伴い、機能が拡大されるため、地域交流センターの職員の資質向上及びセンター事業運営の予算の確保が必要となります。地域交流センターの設置目的の実現に向けて、職員の資質向上に向けた研修の実施や、事業運営に必要な予算確保に努めてまいりたいというふうに考えております。5の項目の地域交流センター運営に伴う本庁部局の役割でございますが、まず、地域づくりの支援につきましては、市民部市民活動推進課、生涯学習の推進は、引き続き教育委員会社会教育課、地域福祉の増進は、福祉部関係各課、そして地域課題解決に向けた取組は、専門の関係各課、そして施設管理は市民部市民活動推進課として考えております。続きまして、山陽小野田市地域交流センター条例について御説明させていただきます。議案第87号を御覧いただければと思います。本条例案は、現在の山陽小野田市公民館条例をベースに策定したものでありますことから、この違いを踏まえ説明させていただきたいというふうに思います。まず議案の最初のページを御覧ください。地域交流センターの目的としましては、先ほど説明をさせていただいた内容を踏まえ、第1条、地域の拠点として、地域住民による主体的かつ多様な地域活動を促進するとともに、生涯学習の推進及び市民の福祉増進に努め、地域課題の解決に資し持続可能な地域社会の実現を図りますとしております。第2条は施設の名称として、地域交流センターとし、位置については現公民館の位置と同様としております。上から3番目につきましては、福祉会館との統合により、現高

千帆福祉会館、現高千帆公民館での管理・運営としていきたいというふうに考えておりますので、高千帆交流センターを分館としております。次のページをお開きください。第3条は、前条の表に掲げるセンターに、センター長その他必要な職員を置くとし、施設全体を統括するセンター長を配置し、「地域づくりの支援」、「生涯学習の推進」、「地域福祉の増進」などの事業を進めていく上で必要な人材の配置を検討いたします。第4条は、センターで行う事業といたしまして、新たな事業であります「地域づくりの支援に関する事業」、そして現行の公民館事業であります「生涯学習の推進に関する事業」、現行の福祉会館の事業である「地域福祉の増進に関する事業」、そしてセンターの設置の目的を達成するために必要な事業としております。第5条は、使用許可に関する規定でありまして、教育委員会から市長、公民館からセンターへの言葉の置き換え以外は現公民館と同様の規定としております。第6条は使用の制限に関する規定でありまして、ここで現公民館条例にあります社会教育法の利用制限「社会教育法第20条に規定する公民館の目的に反すると認めるとき」、「社会教育法第23条に規定する公民館の運営方針に反すると認めるとき」を削除し、利用の緩和を図っていきたいと考えております。そのほかは、先ほどと同様に教育委員会から市長、公民館からセンターへの置き換え以外は、公民館条例と同様となります。次のページをお開きください。第7条は使用料に関する規定でありまして、第1項の「ただし、使用時間の変更等により使用料に不足額が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない」を新たに追加しております。詳細な使用料の額につきましては、別表で御説明させていただきます。第8条から第15条までは、教育委員会から市長、公民館からセンターの置き換え以外は、現公民館条例と同様の内容となります。附則といたしまして、施行期日を令和4年4月1日からの施行とし、周知活動等を行うための準備行為の規定を設けております。次のページを御覧ください。第7条関係の使用料につきましては、施設使用料は、現行の公民館と同額の使用料を設定しております。現行の福祉センターの娯楽研修室、休養室は、交流室として名称を変更し、使用料の算定は、現行の公民館の使用料の基準から部屋の面積に応じた使用料を設定するとともに、貸出の時間区分においては、利用者の利便性の向上及び効率的な貸出を図るため、現行の公民館と同様に1時間当たりの設定としております。最後のページを御覧ください。備考の2のところになりますが、現福祉センターの娯楽研修室・休養室で利用していただいております。

碁・将棋等で交流しておられる方々の継続的な利用のため、有帆地域交流センター、高千帆地域交流センター分館、高泊地域交流センター及び赤崎地域交流センターの交流室2並びに本山地域交流センターの交流室3については、現状どおり午後5時までは自由に利用できる規定としております。また、新たに営利目的の使用を許可していくため、営利目的でセンターを使用する場合には、所定使用料に所定使用料の100分の200相当額を加算、地域交流センターは、本市の地域の公共施設であることを踏まえ、市外利用者がセンターを使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の50相当額を加算して徴収してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、これから委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 企画課と市民部からいろいろ説明を受けましたけれど、今言われたことで、一つ気になったのは、これが可決されてから公民館の利用者等、市民への説明等を行っていくということについてです。実は私も公民館をずっと利用してまいりまして、生涯学習をやってきた者として誰も聞いていないし、これがいきなり出てくることに対していかなものかなというふうに思っているんですけど、こういったものは、例えば社会教育ということでは、教育委員会において教育委員は総合教育会議の場の中で承知をされたと思うんです。そのほかの各公民館、利用者等への周知がまるでされていないように思うんですが、いかがでしょうか。

船林社会教育課長 この点に関しましては、先ほど和次長から説明ありましたように、6月に総合教育会議で教育委員会に提案がございました件を受けまして、その後、社会教育委員会会議で主に内容について協議をいたしております。その中で、社会教育委員会会議で2回協議を行いまして、意見のすり合わせをいたしまして、その内容を提言という形で教育委員会に提出いたしました。そのほかには、10月になってから公民館運営審議会でも、この議題について協議を行っていただいたところでございます。

山田伸幸委員 いわゆる公運審ですね。公運審では、どのような議論になったんでしょうか。これはもう全て了解されたというふうに判断されるような議論が行われたんでしょうか。

船林社会教育課長 公民館運営審議会の中では、特段このことについて、反対という意見はございませんでした。

山田伸幸委員 理解をされたかという問題なんですよ。今言ったような公民館条例を廃止して、地域交流センター条例にする、それから今までの使い方が随分変わってくるといった説明が、皆さんに徹底されたのかということをお聞きしているんです。

船林社会教育課長 公民館の機能はそのまま継続して行うということを丁寧に説明を申し上げ、一定の理解を頂いたというふうに考えております。

山田伸幸委員 公民館の機能はこれまでと変わらずということのようですが、しかし、先ほどの説明にもあったように、明らかに営利企業の方々が入ってくるということは、随分変わったことになるのではないかなというふうに思うんです。講座というか、公民館クラブの活動がなかなかきちんと取れないような状況があると私は思っているんですけど、そういったところへの支障はどうなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 この件につきましては、住民の方々が不安を感じる課題のところでは挙げさせていただいております。先ほども説明をさせていただきましたけれども、まず、現在の利用者の方々が利用できなくなるということは、基本的にないというふうに考えております。この理由といたしましては、十分に現在の公民館について空き状況があるということ、それから、条例の中では挙がっておりませんで、今後規則の中で定めてまいりたいというふうに思っておりますが、こういった営利を目的とするような団体と、地域の方々が利用される場合の予約の期間について、地域の方々が優先的に取れるような体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、市民の現在の利用される方々への影響はないというふうに考えております。

山田伸幸委員 以前もあったんですけど、企業の場合はかなり早くから、そ

の地域にいろんなことで進出していこうということで、もう期限ぎりぎりといいますか、申込みができる朝一番に申込みをするということもあって、予約については地域の方を優先にということがあるんですけど、それは条例上そういうことをうたうことは不可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 これは施行規則のほうで定めてまいりたいと思っておりますが、まだ現在のところ案というところでお聞きいただきたいと思っておりますが、一般の方々につきましては使用日の1か月前からの予約、そして地域の方々についてはそれより前、目安として今2か月前程度なのかなというふうに考えておりますが、それより前に予約ができるような体制を取り、地域の方々が優先的に会場の予約ができるような体制を整えていきたいと考えております。

山田伸幸委員 そういった方がどういった事業展開をされるのか。例えば、以前、ある公民館で講座を受けているときに、その周辺の会議室あるいは研修室等から音が漏れてきて、その講座が実施できないというようなことがあったんですけど、そういった配慮はどうなるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 この点につきましては、お互いの利用状況を勘案する必要があらうかと考えております。その中におきまして、条例案の第6条第1項第1号のところになります、「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき」また、第3号の「管理上支障があると認めるとき」という規定がございます。この辺を活用しながら、細かいところは運営の手引き等を策定してまいりたいというふうに思っておりますが、他の利用者に迷惑が掛かるような貸館等は、この規定に基づき対応してまいりたいというふうに考えております。

山田伸幸委員 この規定では、私は十分に守り切れないというふうに思っております。というのは、申請のときに例えばほかの講義室等には音が聞こえないようにしますと言っても、実際にはそうではない場合もあるわけですよ。そういったときになかなか事前のチェックがしにくい。当日ではもう持って行き場がないというようなこともあります。特に夜とかですと、もう管理者はおられなくて、シルバーの方がおられるだけで、持って行き場がないということもあるんですけど、それは体制は変わるん

ですか。

河上市民活動推進課長 体制につきましては今後検討してまいりたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても他の方々に迷惑にならないような指導等を運営マニュアル等で策定して対応してまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 問題は、そういったことがまだ全然、議会にもこの度初めて上程された状況で、住民の方々に全く知らされていないということです。先ほど公運審でというふうにあったんですけど、公運審の結果あるいはそういったものは公民館利用者とかには何も流されておりませんので、一般の利用者の方々には知らされていないと判断しなくちゃいけないと思っております。確かに、総合教育会議等は閉ざされた場面ではないんですが、しかしながら、多くの市民がこれを知るためには相当の努力が必要で、インターネットの様々な知識がなければこういった情報を得られないわけです。市民への周知が非常に不足したまま、この議案上程となっていると思っているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

川崎市民部長 御意見いただきました点でございますけども、市民の皆様や議員の皆様への説明不足ではないかという点でございますけども、当初冒頭から御説明させていただきましたとおり、また、資料の2ページにもございますとおり、この度の地域交流センターは現在の公民館を包含した、より発展させた施設と考えております。ですので、現在の公民館の市民の方の利用に関して制限が掛かるものではないという点から、事前に市民の皆様への御説明は必要ないというふうに考えております。また、議員の皆様への御説明も、たしか9月であったと思いますが、地域運営組織の御説明を全議員に御説明させていただいた際に、少しセンター設置条例の件については触れさせていただいたところですが、その後改めて、この設置については御説明しておらないところです。これは、センター設置条例を議案として上程することを考えておりましたので、それを事前に御説明するということは、やはり適切ではないという判断でございました。適切な御説明の仕方ができればよかったのかなと思っておりますが、私どもとしてはこの議案の御審議の際にしっかりと丁寧に御説明をさせていただきたいと思っておったところでございます。本日もその気持ち

で丁寧に御説明をすることとしております。議員の皆様もこの場で是非いろいろな御意見を頂いて、それにお答えをさせていただければと思っております。市民の皆様に関しては、この議案を承認いただいた後に、いろいろな点についてしっかりと御説明、周知を図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

山田伸幸委員 住民への情報提供ということであれば、以前、斎場の建設の際には市長自身が地域を回って説明会などをされておられて、内容等もかなりの変更があったというふうに承知しております。そういった住民への徹底は必要ないということで今回出されたと思うんです。しかし、こういうのが今検討されていると、私の知り合いに話したところ何も聞いてないということで驚いておられました。特に公民館ということで今まで安心して利用してきたのが、民間の企業等が入ってきたりすることであれば、今までどおり地域の人たちが安心して集う場から少し変わるんやねと受け止めておられましたが、それに対しても私はきちんとした情報も今日初めていろんな資料をもらって分かったわけで、漠然としたものしか言えておりませんでした。地域の皆さんにとってはそれすらもほとんど知らされないままだと思っております。もう少し市民の皆様にも周知されることが、私は必要ではなかったかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

川崎市民部長 地域交流センターへの転換でございますが、確かに市民の皆様が御利用される施設でございます。今は現公民館として市民の皆様にも多数御利用いただいている施設でございます。ですので、市民の皆様への周知と御理解を頂くということは、委員が言われるとおり本当に大切なことであると思っております。しかしながら、先ほど御説明させていただきましたとおり、事前の説明という点はこの度は必要ないといえますか、発展的な施設ですのでという点で現在はしておりません。それは、資料1の4にございますとおり、地域交流センター移行に伴う課題の一つであると思っております。この課題、センターに変わることによる地域住民の皆様への不安につきましては、御承認を頂いた後にしっかりと丁寧な御説明を努めることで代えさせていただきたいというふうに思っております。

福田勝政委員 執行部の方から大変詳しい説明も受けました。実は私は有帆な

んですけど、公民館活動が山陽小野田市でも一番盛んなところございまして、このことを話したんです。と申しますのも、新しく公民館が出来上がるのかという方がいらっしゃいまして、いやそうじゃないんだと説明したんですが、なかなか分かりにくくて。それはそれとして、今説明ありましたけど、デメリットとメリットが書いてありますが、交流センターになってメリットがたくさんありますよね。これはやっぱり後期高齢者の人にいかに詳しく分かりやすく、時間は掛かるかと思うんですけど、その点をどのように考えていらっしゃいますか。言葉が非常に難しく理解しにくいと思うんですよね。今までは生涯学習の提供でしたけど、今度は多種多様な生涯学習と言葉が変わっていますよね。ほかにもいろいろ言葉がありますが、このような難しいことをどう後期高齢者に理解させていくのか。その辺どのように思われますか。

河上市民活動推進課長 福田委員の言われることが本当に重要なことだろうというふうに思っております。今後、市の広報あるいはホームページ、場合によっては関係機関、商工会議所とかそういったところを通じて、分かりやすい具体例を示しながら、利用範囲の拡大が行われるということを知ってまいりたいというふうに考えております。

山田伸幸委員 今、公民館に出向いて利用者の皆さんに対する説明ということでは言われなかったんですが、そういうことはされないということですか。

河上市民活動推進課長 大変失礼しました。当然、現在公民館を利用しておられる方々にも冒頭の説明でもさせていただきましたが、しっかり周知をさせていただきたいというふうに考えております。

吉永美子委員 ちょっと単純なことでお聞きしたいんですけども、例えば私がおります埴生は埴生公民館という名前であります。埴生地域公民館ではございません。それで今回名称として、埴生地域交流センターということで、市民には分かりやすい名前にしていただきたいと私は思っています。埴生公民館は5文字ですけど、次は10文字に変わるんですね。この地域というのは、絶対に入れないといけないというお考えでしょうか。例えば長野市は交流センターということで、地域という名前を入れておりませんが、お考えをお聞きしたいと思います。

河上市民活動推進課長 この名称につきましては、設置目的が分かりやすく、一般的によく使われている言葉ということで地域交流センターとさせていただいたところでございます。先ほど申し上げましたように地域の多くの方々が集まる場ということで、地域交流センターとさせていただいたところでございます。地域をのけてはという御意見でございますけれども、ここについては先ほどの繰り返しになりますが、地域の方々に多く集まっていただく、そして、何よりも地域活動の拠点とさせていただきたいという思いがありますので、是非ともこの「地域」という言葉を入れさせていただければなと思っております。

吉永美子委員 是非ともということなんですけど、逆に言うと、埴生公民館にも厚狭の方とかが来られることはあり得ると思うんですね。そうすると、地域としてしまうと、この埴生地域のものであるというイメージが出来上がっていくという危険性はないと思っております。

河上市民活動推進課長 地域の拠点ということで、埴生であれば埴生地域の拠点となりますけれども、当然公共施設でありますので、多くの方々に利用していただければというふうに思っております。また、埴生ばかり言って申し訳ないですけど、地域の拠点と言いながらもこの地域づくりには地域の方々以外にも多くの方々に参画していただくことによって、よりよい地域づくりができるというふうにも考えております。つきましては、埴生地域だからといって埴生の方々限定ということではなく、埴生地域の方々を中心としながらも、多くの方々に利用していただければというふうに考えております。

吉永美子委員 是非、本山から埴生までいろんな方が交流できるような形を進めていただくとありがたいなと思っております。その中で、今度センター長を設置されるということですが、このセンター長という方についてはどのような人材を考えておられるのか。そしてセンター長の役割ですね。やっぱり協創のまちづくりと市長が言われているわけですから、全体のまちづくりが上がっていかないといけないと思うんですね。そういう意味でセンター長の力はとても大事だと思うんですが、どのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 センター長の役割、能力といたしましては、協調性、

コミュニケーション能力、企画調整等の業務遂行能力、そして責任感、指導性、これらを備えるとともに、多様な地域の方々とより関係性が構築できる人材が適切であるというふうに考えております。

吉永美子委員 いろんなことを言われたんですけど、それは人を外から引っ張ってくるという考え方ですか。市の職員の中で選んで出すという考え方ですか。

古川副市長 こういうような組織はやはり人が一番大事というのは、組織を運営する者としては一番念頭に置いて考えていくことが必要であると思っており、吉永委員のおっしゃるとおりでございます。今まで公民館が中心だったのが、それを地域の組織として行政とのパイプも、よろず相談もする等々を考えるとやはりコーディネーターとしての能力、役割も備えていただくということでございますので、いろいろな経験則とか、知識とか、行政なりまた公民館活動、学校関係等々について、知識、経験のある方の中から人材を選出していきたいというふうに考えております。

白井健一郎副委員長 2点お聞きしますが、まず1点目はちょっと細かい話かもしれませんが、議案第87号の第6条です。先ほど話が出ました地域交流センターの使用を申請する際に、以下の場合に市長が却下できるという条文ですけど、この第5号には、前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるときとあります。これはどのような場合を考えているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 この状況を鑑みということになります。ほぼほぼ第6条第1号から第4号に該当するものというふうに思っておりますけれども、なかなかこれだけでは判断しにくいところがあった場合、そして、この施設運営、市の運営等が損なわれる、目的に反するというものについては、この第5号を適用して対応してまいりたいというふうに考えております。

白井健一郎副委員長 ありがとうございます。つまり、第5号というのは、第1号が公序良俗、第2号が建物、附属設備を損傷し、又は滅失するというから、かなり何かその大がかりなものをするんでしょうね。3番目として管理上支障があると認められるとき、4番目は暴力団排除条例の話

です。これに類する程度までは、限定されると考えてよろしいんですか。

河上市民活動推進課長 ほぼほぼこの第1号から第4号で対応できるというふうに思っておりますが、先ほども申しあげましたように、これに該当しないようなものについては第5号を適用しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

白井健一郎副委員長 ありがとうございます。話を次に進めます。私は資料1を見ながら話していますが、この地域交流センターに協創のまちづくりという観点で多くの方々が関わり、特に行政ですね、先ほど副市長もおっしゃいました行政がより前に出て行って地域に入っていく、地域交流センターを回していくという点です。私はこの構想を聞いて、現状の山陽小野田市というか、全国的にもそうなのかもしれませんが、少子高齢化、あと人口減少、こういうことで地域がかなりちょっとがたがた来ているといいますか、そこにしっかり屋台骨を作って行政が入って行って、そしてここに議会とか学校・大学とかその他多種多様な主体とかありますけれども、そういうところもサポートしながら、しっかりした地域を作っていきたいということなんだなと思いました。その点についてどうお考えになりますか。

河上市民活動推進課長 白井委員のおっしゃるとおり、大変ありがたいお言葉だというふうに思っております。行政も地域の中に入り込んで、この地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

白井健一郎副委員長 続きですが、ただ、今も市役所に来れば行政の手助けを得ることができるので、どういった違いがあるのかというところがいまいち分かりにくいんですよね。ですから、そんなもの必要なのかという話も当然出てきます。その点はどうかどうお考えになりますか。

和西企画部次長兼企画課長 例示というわけではないんですが、地域の方々が気軽に何でも相談できる場所、今の公民館がそうではないというわけではないんですが、教育委員会の所管というのがやはり大きな障害の一つになっておると思っています。これから先ゆくゆくは市役所だけではなくて、各地域に最終形であります、市役所機能を持ったワンストップ化を目指していかなきゃいけないというのは課題としてあるところではござい

ます。例えば、地域で困っている方が気軽に相談でき、その相談された方がコールセンターに相談された方が市役所とつながり、やはりその場でその方の課題が解決していくような流れというのを作りたい。そういうことも考えまして、今回の交流センターというのは先ほど来申しております、広範な地域課題解決というような理念的な話をさせていただきましたが、実際、具体例としてはそういうこともできたらというふうに考えているところです。

松尾数則委員長 ちょっと待ってください。議論は白熱していますけれど、ちょっと10分ばかり休憩を取って、まだ総務文教常任委員会の方からあまり御意見が出ていないので、是非とも意見を聞いてみたいと思います。10分ほど休憩して40分から始めます。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして審査を続行いたします。委員からの質疑を求めます。

古豊和恵委員 これから開かれた地域交流センターになるというお話でしたが、現在の埴生公民館は入っていくと左側が支所、右側が公民館という感じになっています。埴生公民館に入っていくと受付のところにはいらっしゃる館長とか事務員がオープンで迎えてくださるんですね。だから、地域の方が見えて自由に出入りされて、館長もオープンに市民の方といろいろお話をされています。でも、ほかの地域公民館、例えば厚陽とか出合とかに行っても受付というのがあって、隔離された応接室とか部屋とか、だからなかなか地域の方がもちろん事務的な手続もあるから受付というのは必要だと思うんですけど、なかなか中の方と交流を持つというのが難しいと私は感じています。それを先ほどから言われていますけど、地域の方にオープンなコミュニティセンターにされるということですけども、それはどのようにして地域の方とより良い関係を保つことができるようになるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず埴生公民館の事務室のレイアウトにつきましては、

これは社会教育課の分野なんです。私が当時、社会教育課で関わっておりましたので答弁をさせていただきましても、地域の方々の要望によってあのような形態がいいということで、それを踏まえた上でハード面の整備をさせていただいているところでございます。古豊委員がおっしゃるように他の公民館については、事務室と受付が離れておまして、確かにちょっと壁があるといいますか、そういった雰囲気といいますか、そういったところを感じられる可能性も十分あるかなというふうに思っております。ただ、新たに施設を改修してというのはなかなか難しいと思っておりますが、その点についてはソフトの面でしっかり交流センターの職員が地域活動に参画する、あるいは地域の方々と積極的に交流するという中で、関係性を深めて事務室にも入りやすい雰囲気を作ってまいりたいなと思っております。

前田浩司委員 本日頂いた資料に基づいて、御質問させていただきます、先ほど公民館の空き状況を確認した上での資料づくりであるということだったので。2 ページ目の3 の項目、公民館と地域交流センターの比較の中で、特に今回地域交流センターにしていく上でメリットのところ、1 点目に多種多様な生涯学習、続いて2 点目に営利追求の自由な活動の場、3 点目に地元の企業をひっくるめて、各そういった企業の利用できる場、4 点目に福祉ということで、地域福祉増進の取組みができる場。この中で、一番最優先に取り組んでいけないといけない項目をどこにウエートを置いておられるのか。

河上市民活動推進課長 持続可能な地域社会の実現に向けては、多種多様な地域課題の解決が必要となってこようというふうに思っております。したがって、この多種多様な地域課題はそれぞれ対応が必要というふうに思っておりますので、全てが重要だと感じております。ただ、喫緊の課題といたしましては、やはり地域の団体が担い手不足というところが非常に大きな課題となっております。つきましては、住民の方々が自由に利用できる場、あるいは地域づくりの自由な活動の場、この項目の中で多くの方々に地域交流センターに参加していただいて、また、生涯学習の推進を行う中で新たな担い手づくりに努めてまいりたいなというふうに思っております。また、当然高齢化、高齢者の問題も喫緊の課題でございますので、この地域福祉増進の取組が自由にできる場というのも並行して促進してまいりたいと思います。

和西企画部次長兼企画課長 若干補足させていただきます。今回のこの諸議案の上程につきまして、考え方が二つありまして、先ほど私が申しました地域課題、広範な地域課題の解決というちょっと難しい言葉ですが、これは理念の話です。現在、教育の範ちゅうにある公民館をより多く市長部局側サイド、もう全ての地域課題が対応できるようなものにしていきたいというのが理念の部分でございます。もう一つありますのが、社会教育法上の制限を除外するという、この市民に対して地域の方々に対して利便性を上げていくという観点、この二つですね。理念と、その運用、この二つが今回の諸議案の上程に関連していきます。前田委員の御質問によりますと、例えば営業等につきましては、やはり2点目の使用の運用の面での幅が広がるという点になると思います。それから、高齢者に対する対応、福祉サイドの対応等につきましては、最初の理念、市としての理念を目指していく部分での対応になっていくかと思えます。それぞれの地域ごとで課題というのは様々だと思えます。市が、優先順位をこれです、あれですというのはなかなか言えない中、今河上課長も申しましたとおり担い手不足もありますし、地域によってやはり福祉の関係もあるかと思えます。ちょっと補足になりますが、理念と運用という二つあるということをお理解いただければというふうに、その中で優先順位を付けていくことになるかと思えます。

前田浩司委員 公民館というのが、もともとは地域の生涯学習ということを主にスタートしておる建物でもありますので、これから先しっかり地域交流センターを、地域の皆さんをはじめ、企業の方々にしっかり利用していただいて、地域の活性化に向けて活動していただきたい場にしてほしいという思い。ただし、利用者の頻度が増えくるとやっぱり優先していかないといけない。一番はやっぱり地域の方々がこれまで生涯学習でできていたことがしっかりできないといけないということが、まず最優先になってくるのかなと。続いて、その次に営利の追求は置いて、やっぱり地域の福祉ということを優先していただきたいという趣旨で、先ほど問いかけが、私の聞き方がちょっとあれでしたけれども、そういった趣旨でお尋ねしたという内容になります。最後に、行政全般の関わり強化というふうに一応書いてありまして、今回の説明の中でもやはり職員の資質向上という部分の具体的な話がなくて、例えばこの辺につきましては、当然地域、様々な状況が多分あるんだと思えます。そ

の辺の、例えば資質向上と、具体的にどういった資質の方を職員としてお迎えしていかないといけない状況にあるのか、もし現時点でお答えできるのであれば、その辺教えていただければということで、よろしくお願いたします。

和西企画部次長兼企画課長 職員、センター長含め皆様方の資質という言葉で表現させていただきますが、やはり地域の方々をつなぎということもありますが、それに含めまして市役所サイドとのつなぎも大切になってくるかとは思いますが。先ほど、副市長からコーディネート能力という話がありましたが、やはりそのようなスキルというのは持って生まれた人間性的なものもありますが、もう一つ資格として社会教育士という資格があります。やはり、関わる人間にこのような社会教育士というコーディネート力を持ったという、お墨つきをもらう資格になるんですが、そのような資格を庁内あげて資格取得に取り組める体制というのを取り、その資格を持った人間がセンター長含め、従事していけるような体制というのは取っていく必要があるかと思えます。

岡山明委員 今回の関連の話をさせていただきたいんですけど、社会教育法の制限が外れるという状況は、「企業や個人事業者等の研修や営業活動等の利用」という表現が出てくるんですよ。資料3の中に、公民館が地域交流センターとなり制約がなくなるという状況の中で、公共性の担保に留意していただきたいという意見で、そういう営業に対しての市からの制約とか担保になるような文章がこの答えの中に入っていないような気がするんですよ。「目的を鑑み、公共性の担保に留意します」という表現なんですよ。例えば営業という形が出てくると、お金の問題が当然関わってくると思うんですよ。そういう状況の中で、市として制約も規約も何もないというフリーの状態営業させるという可能性が無きにしもあらずという状況になってくると思うんですよ。そういった民間の営業に対する地域交流センターでの制約という部分は、どう考えておられるかお聞きしたいんですけど。

和西企画部次長兼企画課長 営業と捉えられますと、何でもオーケーというような形も想定されるとは思いますが、その前提にあるのは公益性という観点が大切であり、大命題である地域課題解決のための施設でもありますので、社会教育法上の制限が外れたからといって100%オーケーと

いうわけではありません。その辺りの制限すべき項目についての内規については、市民活動推進課中心に、こういう利用はちょっとエヌジーですよ、ここまではいいですよというのはしっかりと作っていこうというふうに考えておるところです。

奥良秀委員 今の関連なんですけど、資料の2なんですけど、そこで何を売れるのか、商売としてどういうことができるのかということで、地域づくりの自由な活動の場ということで生活用品等の移動販売等々書いてあるんですけど、この中で今執行部で考えられている公益性を求められたもので、どういったものが可能なのか。お考えがあるか教えてください。

河上市民活動推進課長 やはり一番メインとなるものについては、これに書かせていただいております、地域課題解決につながるような営業活動。したがって、近くにスーパーがないところとかの移動販売車が例えば公民館の駐車場に停まって営業活動される、あるいは公民館の部屋を借りて一時的にそういったスーパー的なものやっていたと、こういったところが中心となってこようというふうに思っております。また、その営利についても地域につながる、あるいは地場産業につながるという観点であれば、おおむね許可をしていきたいなというふうに思っております。

奥良秀委員 地域に即したということで、市民また地域の皆さんが望まれるような形が一番だと思いますので、そのように進めていただきたい。先ほど白井委員からもあった罰則ですよ。こういったところではこういうものをしては駄目ですよというのは、きちんとしたマニュアルであったり物差しを作っていたらきちんとやっていかないといけないと思います。例えばあっちの地域交流センターではいいのにこっちは駄目だとか、いろいろあると思いますので、そういったものをきちんとやらないと駄目だと思いますし、きちんと周知することもやっていかないといけないと思いますが、こういうことはすぐにできますか。どうでしょうか。

河上市民活動推進課長 奥委員のおっしゃるとおりだと思います。それぞれの地域交流センターにおいて、統一性を出せることが重要ですし、職員あるいは利用される方々がしっかり把握する必要があるかというふうに思っております。この基準、内規あるいはマニュアル等の規定になるかと思いますが、他市でやっておられるところも参考にして、今

後の方向性を現在あらかた内部では検討しているところでございます。この条例の議決がかないましたら、これをより具体的に内部で調整させていただきたいと思ひますし、職員の研修等にもつなげていきたい。また、利用される方々への周知、パンフレット等を作成するなど、あるいはホームページ等を活用する中で周知にも努めてまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 是非そのようにお願ひしたいと思ひます。あとは条例が可決されればできるということなんですが、各センター長が定期的集まられて勉強会をしたり、事例とかを集められたりとかされて良いものになるようにしていただきたいと思ひます。次に、空き教室とか、空き部屋についてです。課長は「もう十分ありますよ」と言われたんですが、例えば市民館、小野田公民館なんかは市民館施設を取り除いたり文化ホールを取り除いたりすると、ほかの公民館よりかなり狭くなってくると思ひますが、本当に使える部屋はあるんでしょうか。どうでしょうか。

河上市民活動推進課長 奥委員おっしゃるように市民館、小野田公民館は複合的な施設となりますけれども、他の施設と比較いたしますと、立地条件、そして、市民館という利用制限がない範ちゅうで運営しているところもありまして、多くの方々に利用していただいているところでございます。したがって、ここについてはなかなか難しい部分はありますけれども、もう今既にこの小野田公民館市民館については、ほぼほぼこの地域交流センターの利用範囲となっておりますので、これ以上大きく利用者が増加するというのもないのかなというふうに思っております。しかしながら、増加したにしても、空き部屋は少ないにしても、やっぱり他の施設よりはまだまだ余力があるというふうに考えておりますので、その余力を踏まえて対応してまいりたいというふうに思ひます。

奥良秀委員 地域の人たちが集まる場所となる地域交流センターということで、やはりいつも使っている部屋を使いたいといった希望は必ずあると思ひます。毎月ここで会合しますよというときに、今後そういうふうに交流センター化して、民間の人また広範の地域の方々が入られた場合に、そういった今まで地域特性のメリットがあつたことができなくなる可能性というのは多分出てくるのかなと思ひますが、そういったところもきちんと配慮していただけるといふ認識でよろしいでしょうか。

河上市民活動推進課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、一般の方々の利用と地域の方々の利用、予約の期間の面において、優先的に取れるような体制を整えていきたいと考えておりますので、そういう面では地域の方々が積極的に利用できるのかなというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますが、市民館、小野田公民館については他の施設と比較して本当に多くの方に利用していただいている状況でございます。万が一、利用がなかなかできないということであれば、幸いにも小野田校区については、隣接している市立図書館、あるいはちょっと離れておりますけれども中央福祉センター等もございますので、ここと連携を図りながら利用できないことがないような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

松尾数則委員長 ただいま審査中ですが午前中の審査はここで一旦中断しまして、午後1時から始めたいと思います。午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

松尾数則委員長 それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。

宮本政志委員 今日の流れをずっと聞いておまして、もう根本的なことなんですけど、現公民館でも幾らでもできるんじゃないかなというふうに感じるんですね。でも、やはり今の現公民館では不都合が生じているからセンター化していかないといけないということだと思っておりますけど、具体的に現公民館でこういう不都合が生じているから、センター化していくんだというところをお聞きしていいですか。

河上市民活動推進課長 本日お配りをしております資料1の図を御覧いただければと思います。このイメージ図の中に、この地域交流センターを「多くの主体が集まり、つながる場」としていくために五つの項目を挙げさせていただいております。一つ目が多種多様な生涯学習の場、地域づくりの自由な活動の場、住民や企業等が自由に利用できる場というふうにしております。ここの機能を果たしていく上で、社会教育法の利用の制

限の適用除外が必要であるというふうに考えております。具体的な例で、メリットデメリットのところでもっと申し上げましたが、多種多様な生涯学習の場という面からいたしますと、現在民間等で簿記講座とか医療従事者の講座とかといったものを提供しておられます。これは当然有償の講座でございます。これは当然、貸館の業務ということになりますけれども、こういった講座も、そういった民間企業が交流センターを活用して生涯学習の提供の場とすることができ、そしてその上で地域の方々が生近なところで様々な研修、学習を受け入れるということになるかというふうに思っております。一つの例でございますが、以上でございます。

宮本政志委員 1 ページで言いますと、確かに地域交流センターはこの真ん中の多種多様な生涯学習の場でとありますが、これに関してはこの後ちょっと社会教育法の件で触れます。先に、この地域づくりの自由な活動の場とかこの図に住民や企業等と書いてありますけど、これが公民館では営業目的といったものが禁止されているから、それを幅広く地域の方々にたくさん来ていただけるよう緩和していくために、地方自治法を根拠とするセンター化にするというふうに先ほど受け止めたんですけど、まずそこは間違いはないですか。

河上市民活動推進課長 おっしゃるとおりでございます。

宮本政志委員 大丈夫やね。地方自治法のどの部分が根拠になるんですか。

河上市民活動推進課長 地方自治法の公の施設の部分となります。

宮本政志委員 そうするとですね。御存じだと思いますけど、平成30年12月21日に文科省から各都道府県、教育委員会社会教育担当課長ということで周知としてという通達が出ていると思うんです。このときの内容に変更がなければですけど、この中には公民館が専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することを禁止している。確かに法律はそうです。ただし、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないというふうに国が周知しているんですよ。そうすると、この前提で公民館ができることとできないこと、できないことが多いからセンター化にして、

もっとできる範囲を広げましょうということだと思っんですけど、その辺りの違いというのがどうも分からないから、先ほど現公民館でもいいんじゃないかという質疑をしたんです。それはどういう違いなんですか。

河上市民活動推進課長 完全に営利を目的とする事業ということになろうかと思っと思います。これも具体例で申し上げます。公民館におきまして、公民館まつり等を行う中で、地域の団体がバザー等を行っておられます。これも当然金銭の授受があるわけでございますけれども、この売上げといったものは地域づくりに使われるお金として考えております。ここについては専ら営利ということには該当しないと。ついては、現在の公民館でも利用できるという解釈になろうかと思っと思います。ただ一方で、こういったお祭りとかで企業がお土産品を売るブースを設けた。その売上げはそのまま企業が持って帰るということになりますと、これは営利目的になろうかと思っと思いますので、この辺については公民館で行うというのはなかなか難しいというふうに判断しております。しかしながら、こういったお祭り等で、こういったブースに民間企業が入って、物を売るということについては、当然、地域の方が喜ばれることにもつながりますし、多くの方々が祭りに参加していただける要素になろうかというふうに思っっております。こういった面からいたしましても、社会教育法の利用の制限というふうに考えまして、対応していくことができなというふうに思っっております。

宮本政志委員 今の説明ですと、何でもかんでも解禁、開いて企業が入ってくるといろいろ問題が出てくる。だけど全て締め付けると地域交流に蓋が閉まるので、その辺りは柔軟に対応していくということですか。

河上市民活動推進課長 委員おっしゃる方向性で進めてまいりたいというふうに思っっておりますが、なかなかこの営利についての判断基準が難しい部分もあります。最低限で行っていかないといけないと検討しておりますのが、例えばですけれども、消費センターで御相談対象になっている企業といったのは常にこちらのほうで網羅、把握をしながら、そういった事業所には公の秩序を乱すという観点から許可しないというような体制も取っていきたいと思っっております。それ以外にも、他市の事例も参考にしながら、いかに地域づくりにつながるものなのか、多くの方々が集まるのかという目的の中で許可・不許可を判断してまいりたいというふ

うに思います。

宮本政志委員　そういうふうな方向性であれば、ぐちゃぐちゃにはなっていないと思いますし、今懸念していることの一つなんですよ。二つ目が、社会教育法の生涯学習のほうで、結局社会教育法では、義務づけとして、何々に努めるものとするというふういきちとうたってあるわけですよ。この第2回の総合教育会議、9月のときに長谷川教育長が四つのお願いというか、この部分は必ず担保してくださいと、先日の本会議でも教育長がおっしゃいましたけど、正に私もその部分が失われていくんでしたら、これまでの公民館活動そのものの否定になるし非常に懸念事項なんですよ。もう読み上げませんが、四つのお願いへの担保はどのようにきちっと条例に盛り込んでいくのか、具体的にその条文をどうこうということを知っているんじゃないんです。きちっとどういうふうに担保していくかということが、センター化に対する私の二つ目の懸念事項なんですけど、その辺りはどなたに聞いたらいいんですか。

和西企画部次長兼企画課長　委員が御指摘の部分というのは、今日お配りした資料3ですね。四つの教育委員会からの意見と市長部局からの回答というふうになっております。これを踏まえて、この条例の中で反映させられる部分というのは、恐らく設置条例の第1条部分とは思いますが、それはそれとして、やはりお互い今から一緒になって作り上げていきますので、しっかりと内部協議し、先ほど申した営業の部分もそうですけれど、内規等もしっかり定めつつ連携しながら、やはりこの四つの意見に対する回答というのは具現化していきたいというふうに思っております。

宮本政志委員　先ほどいろいろ他市の事例もおっしゃった、当然、今全国的にもこういう広がりというのはあると思います。全国あるいは県内でも、やはり成功例もあれば失敗例もあると思います。それぞれ成功例、失敗例をきちんと調査して精査して、こういったセンター化につなげておられるのでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長　現在、県内でも周南市をはじめ山口市も早かったですし、宇部市はもうずっと昭和の時代からやっておるところです。私も前職で社会教育課長をしておりまして、いろいろとセンター化したところの教育委員会の者と話す機会がありまして、やはり一番大きいのは、

意見2にありましたとおり、コミュニティ・スクールの関係で学校教育との連携という部分がなかなかうまくいかないというのを聞くことが多々ありました。今回、本市の交流センター化におきましても、この部分につきましては肝というか、地域づくりを進める上での一番の大きな柱と掲げております。ですから、教育委員会ともしっかり協議し、やはり組織面の話等もありますが、その辺りを内部調整しながら、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

河上市民活動推進課長 補足となります。他市の事例において、反省点のところで、生涯学習の推進が損なわれるというところが若干ございます。こういった点につきましては、先ほどの資料1の2ページ目にもありますように、本庁部局の役割といたしまして、生涯学習の推進の部分につきましては教育委員会の社会教育課で担っていただくというふうに考えております。社会教育課につきましては、社会教育法に基づいた様々な生涯学習を展開していただけるものというふうに考えておりますので、他市の事例も踏まえましてこの辺は問題解決できるのではというふうに考えております。

伊場勇委員 この地域交流センターの目標を達成するためについて、お聞きします。先ほど奥委員からもありましたが、ハード面についてです。空き教室については今から地域交流センターとなってたくさんの方の方が来れるような取組をしていく中で、全体的に11の公民館が足りている状況になるのかということと、あと老朽化していて改善が必要になる部分もあるんじゃないかと。例えば高千帆公民館とか結構古いですよ。教室も少ないです。その点についてはどういうふうに考えていらっしゃるのか。把握されているところも教えてください。

河上市民活動推進課長 まずハード面について先にお答えさせていただきます。現在の公民館は個別施設計画で今後の方向性が示されております。地域交流センターに移行した後も、これを継承して対応してまいりたいというふうに考えております。高千帆公民館については、委員おっしゃるとおり老朽化しております。特に一番課題であろうというふうに思っておりますのが、バリアフリー化ができていない。これは現高千帆福祉会館も同様です。具体的に言うと、両施設とも2階に主な施設、部屋があるにもかかわらず、エレベーターがないという大きな問題点を抱えていま

す。こういった課題解決に向けて、今後どのようにしていくかというのはしっかりと考えてまいりたいと思います。また具体的なところについてはまだ方針は決まっておられませんけれども、関係各課と連携しながら、しっかり協議を進めていきたいというふうに思っております。

船林社会教育課長 公民館の稼働の状況について若干お答えさせていただきたいと思います。今公民館は、以前は午前、午後、夜間という区分帯で利用いただいておりますが、もう数年前から時間区分帯によって、1時間ごとの利用となっておりますので、以前よりも非常に使いやすい状態になっております。例えばですけれども、夜7時から何か入っているとしまして、その前の時間帯、5時から7時までの時間は1時間単位で借りることができるというようなことで非常に使いやすくしておりますので、そういったところをうまく利用して地域づくりのための利用あるいは企業の利用ということが埋まっていくのではないかというふうに思っております。公民館によって若干の差はございますが、全体的に埋まっているということはないのではないかと考えております。

伊場勇委員 それと、やはりその目標を達成するに当たっての体制ですよね。教育委員会と市長部局が主体的、一体的になって運営できる体制を検討していくということなんですが、この体制がしっかり出来上がったときに、この条例改正があって然るべきかなというふうに思っているんですね。その点については、どういうふうにお考えでしょうか。

古川副市長 今、公民館長は教育委員会社会教育課の任命下といたしますか、その下でございます。センター長になりますと、市長部局に移管しますので、市長部局としての任命行為がなされますが、先ほど来からございますように、社会教育に関することも当然やっていくということの中で、このセンター長につきましては教育委員会と併任というような措置を取りまして、教育委員会並びに社会教育課の指示等を受け入れるような体制は取っていかうと思います。

伊場勇委員 最後ですが、この体制づくりというのがなかなかまだ地域の人に落とし込めていないから、前向きな不安よりもちょっと後ろ向きな不安のほうが大きくなってしまいうような気がしてて、そこにまたRMOも乗っかってきて拠点になるとか言って、地域の人はいもうぐちゃぐちゃにな

っているようなイメージがあるんです。私はこの地域交流センターがすごい使いやすくなると思っていますけれども、ただ、その具体例を出したり、例えばこういう課題があったら結局こういうふうで解決していくんですよみたいなところをしっかりと打ち出したりしていかないと、なかなか市民の方の納得が得られないんじゃないかというふうに思っているんです。その点について、今からの進め方ですけれどもどういうふうにお考えでしょうか。

河上市民活動推進課長　まず公民館の地域交流センター化に向けての周知につきましては、午前中も答弁させていただいたとおり、広報、ホームページあるいは公民館の利用者に対して説明してまいりたいというふうに考えております。それからもう一つ、今RMO——地域運営組織については、今後他市の事例を紹介させていただくとともに、地域の課題というのはそれぞれの地域で課題が違います。そのことが見える化できるように、現在地域カルテというものを作成しているところでございます。地域カルテというのは何かというと、例えばですけれども、それぞれの地域の人口の推移、それから推測、あるいはどういった生活用品を販売するお店があるか、それぞれ地域によって違いますので、そういったそれぞれの地域の課題が分かるようなものを作成し、それを見ていただいて、その地域の課題を共有していただき、その上でどのようにして解決していったらいいのかというのを地域の皆さんとしっかり話し合いをして、地域課題解決そして持続可能な地域社会の実現に向けた取組に向けての話し合いをさせていただきたいなというふうに考えております。

大井淳一郎委員　各公民館長、いろんな公民館があると思うんですけれども、ふるさとづくり推進協議会とか自治会協議会とか地区社協の事務局的な機能もやっていたらいいんですが、公民館条例の現状の第4条にある公民館、次に掲げる事業の中ではなかなかこれが見いだせないという問題点があるかと思えます。先ほどの資料2の三つの地域交流センターの機能の②のところに「中間支援組織機能をもった事務局」ということなんですけど、センター化によって、そういった3協議会を中心とした地域団体の事務局的な機能というのを持っていくことになるのかについて確認したいと思えます。

河上市民活動推進課長　まず地域と行政のつなぎ役、これは地域交流センター

にしっかり担っていただきたいと考えておるところです。今の3団体3協議会の事務局を持つか否かというところにつきましては、地域の実情に合わせて対応してまいりたいというふうに考えております。具体的に言いますと、基本的にはそれぞれの団体が主体性を持つ中で事務局等も担っていただくというのが理想でございます。しかしながら、地域の各種団体の高齢化、そして担い手不足等で非常に運営が困難な状況となっております。つきましては、こういったところを地域団体の活動支援ということで事務局機能等もしっかり対応し支援していくことができればというふうに考えております。

大井淳一郎委員 その延長線上というか、地域運営組織について、議会の中でもいろいろ議論があるところでございますが、この地域運営組織と地域交流センターの関係について、いま一度確認したいと思っております。従来から、地域交流センターは地域運営組織の拠点となるんだという言い方をされておりますが、地域交流センターになるとすぐ地域運営組織につながるのかということ、県内の他市のセンター化になったところがどうかということにもよるんですが、必ずしも論理必然ではないのかなと思うんです。この二つの関係について、いま一度説明していただければと思います。

河上市民活動推進課長 委員おっしゃるとおりです。地域交流センターの設置と地域運営組織の形成が全く一緒になるというものではありません。地域運営組織はあくまで地域の方々が今後、持続可能な地域社会の実現、地域課題の解決に向けた取組をどのようにしていくかという話合いの中、そして、その解決に向けた手段、手法として、我々としては御説明を申し上げたいと思っておりますが、あくまで判断については地域の方々ということになるかと思っております。つきましては、この地域交流センターの設置と地域運営組織は一緒ではないというところで御認識いただければなというふうに思います。

大井淳一郎委員 もう1点だけ確認させてください。公民館の地域交流センター化に関する意見が教育委員会から出されております。その中の三つ目に公共性の担保ということで、これは午前中の委員会の中でもいろいろ意見が出ておったんです。社会教育法第23条に公民館の運営方針というのがあり、専ら営利を目的とした事業を行ってはいけないということ

は今あったんですが、そのほかに特定の政党の利害に関する事業あるいは特定の宗教を支持するといったことも禁止されております。これが社会教育法の枠が取り払われることによって、こういったことも可能になるのかということをも確認したいと思います。

河上市民活動推進課長 この政治活動については、大きく分けまして政治活動と選挙活動二つに分かれると思うんですけども、政治活動につきましては現在も公民館で認めております。選挙活動につきましては、公職選挙法に基づいて選挙管理委員会が申請した一回のものであれば許可できるというふうになっております。したがって、この部分につきましては、社会教育法の制限が外れたとはいえ公職選挙法との絡みがありますので、一定の制限を持たせながら対応してまいりたいと思っております。宗教につきましても同様の考え方で、宗教そのものの研修、会議などは現在公民館でも利用が可能でございます。しかしながら、ここでの布教活動、多くの方々を宗教に呼び込むという活動は禁止されておりますので、これについては交流センターにおいても、これに準じて対応してまいりたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 そのことも含めて、特定の営利企業の歯止めをかける意味で内規で決めるということをおっしゃったんですが、できればそうした線引きを、内規というのはなかなか私たちの目に触れないところがございますので、せめて規則か何かで位置づけるほうがよろしいのではないかとおもうんですが、その点いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 政治活動につきましては、先ほど申し上げました公職選挙法で公の施設の利用制限がうたわれております。内容については先ほどと同様の内容になりますが、これに基づいて対応してまいりたいというふうに思っております。また宗教につきましては、これはなかなか解釈が難しいところではあるんですが、憲法によって公の施設は布教活動等で利用できないような内容になっていたと思います。はっきりとした言葉は忘れてしまいましたが、できないような形になっており、また、今まで他市他県において、この利用にあたって紛争が生じ、その判例等もございます。これに基づいて、対応してまいりたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 政治と宗教だけじゃなくて、専ら午前中の議論になっていたのは営利活動のことです。これがどこまでできるのか、歯止めをかけるべきではないかという意見に対しては、内規で対応するという事だったんですが、内規ではなかなか我々の目に届かないだろうという意味で聞いたんです。どのような形で歯止めをかけていくんでしょうか。何でも有りではいけない、公共性を担保しなきゃいけないと市教育委員会から言われているので、それをどうやってクリアしていくのかについてお答えください。

河上市民活動推進課長 まずは地域交流センターの設置目的に該当するかどうか大きな基準になるかと思っております。この地域交流センターの設置目的に達するような利用について対応するという事でありまして、細かな部分については、なかなかこの条例でうたい切れない部分がございます。ついては、内規等で対応してまいりたいというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたけれども、これが皆さんに分かるように様々な機会を通じて周知活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

大井淳一郎委員 規則で対応するか、あるいは利用の申請書を出すときにちゃんとその辺のことを書かれていることを確認したいと思うんですが、その辺はされますよね。

河上市民活動推進課長 この営利については、今後細かな部分を詰めていかないといけないというふうに判断しております。今考えておりますのは、まず使用の申請時にその団体が営利団体なのか非営利団体なのかを考えていきたいと思っておりますし、必要に応じて団体の概要が分かるようなものも添付していただくという対応をしてまいりたいというふうに思っております。この辺については、これも先ほども申し上げましたように他市でこういった事例がございますので、これをしっかりと踏まえながら適切かつ公平な対応ができるよう努めてまいりたいと思っております。

笹木慶之委員 二、三お尋ねいたします。まず1点目は、公民館が新しい地域交流センターになるということで、これまでの公運審はなくなりますよね。それに代わるべきものというのは何かあるんですか。

河上市民活動推進課長 今回の生涯学習の部分は先ほど申しあげましたように、社会教育課に担当していただくというふうな方向性で今検討しております。つきましては、ここの部分については現在も社会教育課の諮問機関であります社会教育委員会で、いろいろ御審議等していただくことができばなというふうに考えております。

笹木慶之委員 今公運審ということで、その部分だけ置き換えて言われましたけど、地域交流センター全体についての、例えばそういうふうなチェック機能というのは考えておられますか。

河上市民活動推進課長 この点については、地域の皆様方の御意見を賜る場を将来的に検討してまいりたいと思っております。一番理想的なのは地域運営組織が形成されれば、ここで運用等に関わる御審議あるいは今後の方向性等も検討していただくことができばなというふうには思っておりますけれども、今現在、当然形成されておられませんし、今後いつ形成されるのかということ自体も分かりませんので、当面の間は個々の意見あるいは先ほど申しあげました社会教育委員会等を通じて御意見をいただきながら、その御意見を踏まえ対応してまいりたいというふうに思っております。

笹木慶之委員 それをなぜ言うかといいますと、この交流センターの2ページに関連して、もちろん地域運営組織の導入を前提としたような言い方をされていますが、しかし、先ほど言われたようにイコールではないということと言われましたよね。そうすると、その経過的な期間の中のこういったチェックは誰がするのかということなんですよね。今までは、例えば各公民館であればそれなりの行事の問題であるとか、いろんなことを踏まえて計画も立て、決算に至ってはそういう説明を受けて機能を確認していたということなんですけど、その辺りがちょっとこの中で見当たらないわけですよね。だから、その辺りがどうなるのかということなんです。だから一部分だけの問題なしに、全体的なこの交流センターの在り方についてのものが需要ではないんでしょうか。

河上市民活動推進課長 現在も、先ほど申しあげました社会教育委員会の中でこの生涯学習のソフトの部分、それからハードの部分等もいろいろ御協議、御審議いただいておりますところでございます。繰り返しの答弁になり

ますけれども、この辺も踏まえて社会教育委員会にお願いして様々な御意見を賜りたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 それはそれでちょっと置いておきましょう。その次は、公民館だけのところはいいんですが、例えば、山陽総合事務所あるいは埴生支所、南支所ですね。これは行政機能も実は持っているんですよ。その一角に公民館機能があってということで、そこのセンター長は先ほどお話があったように、行政のあらゆることの相談も乗るんだというふうな意見もありました。そうすると、ある意味ではダブルスタンダードなんじゃないかなという気がするんですよ。これまでは、支所長に話をしておったのが、地域支援センター長もそういう立場にあるならば、市民の皆さんはどちらにも相談できるようになってくる。それはそれでいいんですけど、ところが片方は行政の方が非常にやりにくくなるというようなことも考えられませんか。それはどのように調整されるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 地域の方、市民の相談する窓口というのはたくさんあったほうが理想的だというふうに思っております。確かに笹木委員がおっしゃるようにダブルスタンダードということになろうかと思いますが、その点については多くの相談窓口があるということで、逆にいい方向ではないかなというふうに思っております。ただ、あと地域交流センターにつきましてはやっぱり地域の方々のつながりというのが非常に重要となっていくと思います。その中で気軽に相談できる体制、やはり支所等々はやっぱり若干温度差があるであろうというふうに考えており、より個人的な相談等も対応できようかというふうに思っておりますので、あえて言うならその線引きが考えられるかなというふうに思います。

笹木慶之委員 これは行政の組織の扱いですから、それぞれしっかり考えられると思いますが、考えてみた場合、先ほどのように説明されると、例えば山陽総合事務所であれば、ほとんどの全ての行政窓口を持っているんですよ。そこに厚狭の地域交流センター長が入って行って、その窓口を開けてしまうと。それから先は言いませんが、ちょっとクエスチョンが付く部分が覗くんですよ。だから、やっぱりその辺りは今どうこうというわけではありませんが、やはりそういった方向性の中ではしっかり協議されて、ある程度方向性を示されて、窓口がたくさんあれば良いと

いうものでもないと思う。それぞれの専門分化したあれがあるわけですからね。その辺、現状でいかがお考えかということです。

和西企画部次長兼企画課長 委員の御指摘の面は確かにあると思います。ダブルスタンダードになるのかもしれませんが、片や相談する側にとってみればオフィシャルな相談の場合と立ち話的な相談とか、いろいろ分かれてきますので、やはり相談窓口というのはそれぞれ多くあったほうがいいと思います。問題なのは、その相談を受けた側がどのように連携を図るか、センター長が聞きっぱなしで、例えば聞いてそのまま市役所に上げるケースもありますし、やはりこれは総合事務所の所長と話し合わなきゃいけない案件もあるかもしれない。つまり、やはり鍵を握ってくるのはセンター長がどのようにそこをコーディネートしていくかになるのかなというふうには感じておるところです。そこがやはりセンター長の資質等で問われる部分ではないかというふうに思います。

笹木慶之委員 要は私はそこが欲しかったわけです。だから、聞いた話は一つにして通していかないと、両面から入っていくと違う答えが出てくる可能性があるんですよ。だから、ほかの公民館はいいんですが、支所業務を持っておるところについては、やっぱりそういった機能を働かせていくというようなことを前提に考えてほしいというふうに思います。

長谷川知司委員 教育委員会にお聞きします。教育委員会が出された資料3ですね。これについての最後の質問、意見4については「社会教育に関する適切な」と書いてあります。ところが回答では、地域交流センターの目的に応じたというような形で、社会教育については一切うたっていないですね。これは当然、地域交流センターの中に公民館という役割があるということで書かれたのかもしれませんが、教育委員会としてはこの意見4、社会教育に関する人材と予算確保をどのように考えているのかをお聞きします。

船林社会教育課長 社会教育に関する適切な人材及び人員の確保ということですが、先ほども話が出ましたが、社会教育主事あるいは社会教育士という人材については、教育委員会の中で必ず確保していかなければならない人材でございます。その人材が、この度の地域交流センターの運営の中で果たす役割が非常に大きいというふうに思いますので、地域交流セ

ンターの目的に応じた人材の確保の中に包含されるというふうに考えております。

長谷川知司委員 では、この回答4について教育委員会からは別にその中身の確認はされていなかったという理解でいいんですか。

船林社会教育課長 総合教育会議の中では、特段そこでということはないと思いますが、その後いろいろ各部署と協議をする中では話をしております。

長谷川知司委員 市長が夏頃に地域運営組織についての説明会を市民館でされました。このときには、市長ははっきりと地域運営組織の中に地域運営組織の事務局として地域交流センターに人を置くと言われました。また、地域運営組織のための予算も付けると言われました。地域運営組織はあくまでも公民館とは別の問題だという考えをしているんですね。そこで、公民館そのものの衰退にならないように私たちは願うんですが、そのことはどう思われますか。

長谷川教育長 まずは社会教育の衰退を心配していただいて本当にありがとうございます。先ほど副市長の言葉の中に、センター長について、教育委員会との併任辞令といったものを考えているという御発言がございました。これは、教育委員会がしっかりこの社会教育を進めていく上ではとても重要なことだなと思いました。教育委員会から離れてしまいますと、なかなか社会教育への思いが伝わりづらくなる。しかし、そう言っていたことによつて、社会教育課を中心に社会教育委員会としても頑張ってもらいたいと思っております。

山田伸幸委員 肩書として兼務を置くだとかセンター長を置くとかいうのは分かるんですけど、問題は本当にそれができる人材が養成されているかということなんですよ。非常に多岐にわたる能力が必要であると先ほど示されました。そういった養成も行われていないはずなのに、来年の4月1日から本当に大丈夫かな。スタートできるのかな。特に地域においては今まで第2層協議体だとか、今言われているRMOですか、そういった中でなかなか地域として受けられないというようなことも言っておられるわけで、そこに市から乗り込むとなると、やはり地域とのあつれきを生んではならないし、やはりそういった融合を図っていくことが非

常に大事な役割を果たさなくてははいけない。しかも社会教育も担わなくてははいけない。そのほかいろんな市民の相談にも乗るとなると、これはかなりリスクもあるし相当能力の高い人でないとやりきれないというふうに思うんですが、それは今からそういった人材を養成されるということなんでしょうか。いかがですか。

古川副市長 センター長の人事の件ですが、今の各公民館長、市役所の部長なり次長をされたOBの方、また学校で社会教育について経験をいろいろ培われてこられた校長先生のOB等がいらっしゃいます。その方々は幅広い経験と知識を持っていらっしゃいますので、今後どのような資質がいるかというのを、ここに書いてある資質が必要でしょうけど、今の方々でも対応できますし、わざわざどういう資質をと言って研修というか、資格がどうのこうのという問題ではございませんので、今いらっしゃる館長、また、今後、市の職員また学校の先生、それに公民館活動また地域づくりに造詣の深い職員、また校長先生等々が該当するというふうに考えております。

山田伸幸委員 大事なことを言われました。資格等がないとうんぬんというふうに言われたんですけど、先ほどはっきりと社会教育主事のことを聞いたときに社会教育士というものを充てるということを言っておられたんです。今のことと矛盾するんじゃないでしょうか。これはやはりそれなりに社会教育のことに精通するということが、今回のこの地域交流センターがもし造られるとするならば、かなり高いスキルが求められてくると思うんですね。しかし、今社会教育主事でさえ、ほんの数人しかいない。社会教育士を本当に養成していく気があるのか、ないのか。やはりそういう経験があればいいんだということでは、余りにも無責任だと私は思っております。先ほど明言されたわけですから、そういった資格が必要だというふうに言われたのなら、それをきちんとそういう資格を取得した人を充てるべきだというふうに思うんですが、それはもう問わないという明言でいいんでしょうか。

古川副市長 社会教育主事を取った方が研修に行つて社会教育士の資格が取れるということで、現在うちにおります社会教育主事に来年予算を付けてまして、社会教育士は確保していきます。また、今後計画的に社会教育主事の資格は取得させていくような計画を作っていこうと思っております。

いきなり10何館全てすぐ社会教育主事、社会教育士を持っていくということは物理的にもできませんので、そのような段階を追って、そのような資質を持った者が何らかの形でそういうことに絡んでいくような体制を取っていかうというふうに考えております。

山田伸幸委員 やはり地域でのいろんな行事だとか、教養講座だとかそういったものを地域として、こういったものが必要だということ判断して、いろんなものを充てていくという役割もあると思うんですね。社会教育ということであるならばですね。そういった造詣を深めようと思うとなると、やはりそういった公民館での活動とともに社会教育としてのきちんとしたスキルを持っていかないとできない。来年4月から、もうこの条例が始まるのに一遍にはできないから、何年間で養成というのは意味はわかりますけれど、まだ地域での理解も何も得られていないはずなのにいきなりそんなことを言うのは、非常に乱暴な言い方ではないかなというふうに思わざるを得ないんです。教育長、教育主事だとかあるいは社会教育士の養成というのは計画的に行われてきたんでしょうか。

長谷川教育長 公民館に配置されている公民館長の資質を見られて、市民の方はどういうふうに今判断されているんだろうなと思ひながら、皆さんの話を聞いていました。大部分の館長は一生懸命頑張っておりますし、それぞれの持ち味を生かした公民館運営をしてくれていると私は思っています。一人がスーパーマンにならなくてもいいのかなというふうな思いがするんです。というのは、学校教育に詳しい学校長を辞めた公民館長もいる。行政職を貫いてきた方もいる。そういった皆さんが集いながら、しっかり課題を共有しながら、他の意見を尊重しながら進めていくということはとても重要なのではないかなと思っています。今問題になりました社会教育士、社会教育主事、この育成については、今現在、社会教育課のほうで計画的な研修に出ていくという方向を取っております。ただ、まだまだ社会教育主事の資格を持つ人数が不足しておりますので、今後増やしていく必要があると思います。それから教員につきましても、積極的に社会教育主事の資格を取る研修に出せるように努めております。

山田伸幸委員 それとですね。この間、特に厚陽公民館において職員を配置していろいろな取組もされてまいりました。以前は、コーディネーターのような役割を發揮して、私もいい取組だったなというふうに非常に高く

評価しております。このときに、現在は企画課長をしておられます和西次長が当時社会教育課長で月間公民館という雑誌に投稿されておるんですが、その中にこのように書いてあります。学社融合は目的ではなく手段であり、そこで醸成された連帯感をどのように地域づくりに結びつけていくか。公民館の今日的使命はここに尽きる。教育の枠を超えて、防災、高齢化、環境、子育てという市長部局が所管する地域課題を意識し、ともに解決していこうとする人づくりに山陽小野田市の公民館を挙げてチャレンジしていきたいというふうなことが書かれておりますが、このとき私も話を聞いたんですが、今の公民館のままではこれは達成できないという結論なんではないでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 御紹介ありがとうございました。当時、私が関わっておりまして、教育委員会を挙げてコミュニティ・スクールに社会教育課が全面的に入り込むということについて、全国的にも珍しくてこのように寄稿したところ取り上げられたという次第です。当時から、学校教育と社会教育の融合については、この形で進むのではないか、この形は評価されるんじゃないかという感触があり、事実、各方面からも反応がありました。ただ、私、そのときに思っていたんですが、学社融合した後、その地域力を地域に本当に広げているのだろうか。それは、なぜそれが広がっていくことができないのだろうかというようなことを考えておりました。ボランティアで参加されている方々もたくさんいらっしゃいまして、学校ということに関しては皆さん関わっていらっしゃるんですけど、そこからもう少し広げていきたいという思いがありました。そういった中で、公民館のまま実現していくのか、それから公民館と今回の交流センターを2枚看板で進めていくべきなのか、それから今回諸議案で上げさせていただいた転換という形を取るのと何が一番いいのだろうか。この三つのパターンがあるなと思いながら企画課に移ってまいったところ、このような事に関わることになりました。市の判断としては、三つの方法があったと思います。あったと思いますが、御紹介した3番目、公民館を転換するという形で、今回山陽小野田市は取り組むという形になったというふうに今のところ考えております。2枚看板という手もあったとは思いますが、市の方向としてそのような形を出させていただいたというところです。

白井健一郎副委員長 もう一度資料1を御覧ください。私が10月に選挙当選

しまして、そのあと民生福祉常任委員会に入って、合計多分8時間ぐらいもう執行部の方と議論したり、あと委員会では自由討議したりしているんですけど、今だにちょっと分からないんですよ。これ私の独り言といいますか、愚痴なんですけど、物事を説明するときには抽象論と具体論を両方とも載せない。一番焦点を遠くにしてする抽象論も大切で、行政の方はそれが非常にお上手なんですけど、やっぱり具体論を幾つか述べないと分かりにくいということは当然ありますよね。ここの下から二つ目に地域課題の解決とありますけど、少子化、高齢化、担い手不足、空き家問題、交通手段や買い物場所、健康寿命の延伸などとありますけど、これ例えば少子化、高齢化とかありますけど、これは地域交流センターができたなら、この地域課題が解決できるというふうに思えますかね。ちょっと話が飛んでる気がするんです。そして、これが解決できたら持続可能な地域社会が実現できるんだって、ここにそういう書き方をしているんですが、これ何て言いますか、私から言わせればちょっと不適切じゃないかと思うんです。それから本題に行きますけれども、その一つ上の地域交流センターのところの下に五つありますけれども、その一番右に行政全般の関わりの強化とありますよね。これについて私が午前中に発言したときに、行政が積極的に新しい地域交流センターに出かけて行って積極的に地域づくりの枠組みといいますか、骨組みを作るんだという言い方したら、執行部の説明の方が「白井委員そのとおりでございます」と答えられたと思うんですが、昼休みにちょっと考えていましたところ、実は行政は公民館のときよりも引き気味に、要するに地域は地域住民に任せようという立場を取るのではないかということも思ったんですよ。まずどちらなんでしょうか。ちょっと返事をお願いします。

和西企画部次長兼企画課長　よくまちづくりの担い手は、そこにお住まいの方々と一緒に協働、うちの市役所は協創と申しておりますが、進めていくという形をよく耳にされるとは思います。そのまちづくりの担い手はそうかもしれませんが、そのまちづくりの政策それからコミュニティーの政策という部分に関しましては、行政が立案していかないといけないと思うんです。今回、RMOをはじめ今回の交流センター、この辺りは市がこれから先の地域づくりの政策を掲げていくというところ、お話をさせていただいているところです。今、地域づくりというのは解決できるのかとおっしゃいましたけれど、どの段階が解決かというのは

ないと思います。まちづくり、地域づくりというのはずっとプロセスを積み重ねていく中で、地域というのは醸成していくものではないかというふうに考えております。そういった中で、行政が主導する場合もあれば、行政が側面支援に入っていくところというケース・バイ・ケースだと思うんですよね。それはそのコミュニティーの醸成の具合によって、関わり方というのは変わってくると思います。ですから、なおさら市の職員なり関わる行政の人間のコーディネート力もやはり問われてくるのかなと思います。やはり、究極は自主参加、自主運営、自主企画というような形が地域で運営されるのが理想とは思いますが、そこに持つて行くまでは、政策として行政が掲げていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

松尾数則委員長 いろいろ今まで質疑を通してきたんですが、この交流センターの場につきましては、ちょっとまた議員間の討論等を含めてもう少し内容を深めていきたいなという思いがあります。ここで議案第87号については一旦終了して、もう少し審議を議員間討論等を含めて内容を深めていって、また報告するような形で行いたいと思います。この議案第87号については、一旦、今日の審査を終了いたします。10分ほど休憩します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして、続きまして議案第88号、山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、審査いたします。まず執行部の説明を求めます。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 議案第88号は、山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の改正は、山陽小野田市内にある福祉センター、福祉会館のうち、中央福祉センター以外の公民館に併設、隣接している有帆福祉会館、高千帆福祉会館、高泊福祉会館、須恵福祉会館、赤崎福祉会館及び本山福祉会館の六つの福祉会館を各公民館と統合して、各地域の山陽小野田市地域交流センターとするために廃止するものです。また、中央福祉センターにつきましては、

福祉活動の拠点として存続させますが、講堂等の使用料を山陽小野田市地域交流センターの使用料に合わせて、時間単位に変更するものです。市民の福祉の増進及び市民生活の向上を図るため設置した福祉センターは、囲碁、将棋等を無料で利用できる部屋や幅広い目的で利用できる部屋の貸館機能を有しており、また、入浴機能を有している施設もあります。貸館機能については、地域交流センターにおいても囲碁、将棋等を無料で利用できる部屋等を継続していただくように協議しました。しかしながら、入浴機能については、利用者の減少、また、利用者のほとんどが常連の利用者と限定されていること、給湯設備も20年から30年以上経過しており修繕も困難な状況にあることから、入浴施設の利用は終了します。また、中央福祉センターの使用料については、今まで時間区分帯で使用料を徴収させていただいておりましたが、地域交流センターの使用料に合わせて、利用された時間単位での使用料とします。時間区分帯の全ての時間に使用された場合、講堂のみ使用料が上がりますが、他の部屋は全ての時間において減額となります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 今、さらっと言われましたが、風呂は全部廃止ということですか。中央福祉センターに限らずということですか。ちょっと確認です。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 中央福祉センターのお風呂の施設につきましては存続しますが、現在利用しておられる、本山、赤崎、高泊、高千帆の四つの入浴施設については終了としたいと考えております。

大井淳一郎委員 現在故障中のところは分からないまでもないんですが、まだ使える館もあると思います。それも廃止というのはやはり公平性の観点からなんでしょうか。中央福祉センターは存続するというのも併せてお答えください。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 今おっしゃるとおり、来年の4月、地域交流センター化の前に、前といたしますか、そのときに四つの館については利用を停止したいと考えております。また、中央福祉センターにつきましては、新たにL A B Vで出来上がる施設があります。そちらまでは、ま

だ比較的利用できるものと考えておりますので、中央福祉センターの入浴施設については、利用したいと考えておるところです。

大井淳一郎委員 福社会館で自由に使える、5時ぐらいまで自由に使えるという部屋のことについて今言われましたが、そこの利用者とほかの団体との兼ね合いというか、すみ分けはどのようにされるのでしょうか。風呂があるときは、お風呂に入ってから休憩するところ、談話室みたいなところでずっと休憩されていたと思うんですが、風呂がなくなったらそういう部屋もほかの部屋と同じような扱いにするのかなと思ったものですから、その辺の兼ね合いを教えてください。囲碁とか将棋も含めてです。

河上市民活動推進課長 議案第87号地域交流センター条例の制定についての議案の最後のページを御覧ください。この中の備考2のところになりますが、有帆地域交流センター、高千帆地域交流センター分館、高泊地域交流センター、赤崎地域交流センターの交流室2と本山地域交流センター交流室3については、午後5時以降の使用に限るとしております。したがって、これまでの5時までの時間帯については、今までどおり囲碁、将棋等を楽しんでおられる方々が自由にできるということとしております。

大井淳一郎委員 囲碁や将棋をどうこう言うつもりはないんですが、ほかの普通に利用される方と囲碁や将棋を利用される方で、ちょっと公平性を欠くんじゃないかなと単純に思ったんです。今までが無料だったから、今後も無料とするのでしょうか。やはりそこはちょっと少し問題かなと思うんですが、いかがですか。なぜずっと無料ということなんでしょうか。囲碁の団体があればそういうところから、時間単位で適正な使用料を取るべきではないかという意見も考えられるんですが、そこはなぜ無料なんでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず、今回地域交流センター条例を制定するに当たり、公民館、福祉センターとも同様ですが、今まで使っていただいている方々に不利益がない、利用において損なわれることがないような考え方で進めております。つきましては、現行のままということで、この地域交流センターにおきましても、同様の扱いとしていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 知り合いで囲碁や将棋をされている方も多分いるので、別にそういうのは抜きにして言いますけど、囲碁や将棋として利用するというのを口実にして無料で使用できることになるんじゃないですか。ちょっとそこはちゃんとすみ分けしたほうがいいんじゃないですか。不利益になるとかならないとかじゃなくて、センター化になるけど、不利益になるのはいけないから、今までどおり無料ですでもいいんですかという話なんです。そこを答弁していただければと思います。

河上市民活動推進課長 確か占有はできないという規定がありまして、ロビー感覚で使っていただきたいと考えております。多くの方々に利用していただく、来ていただくという観点から、この利用についても継続的にしてまいりたいという思いの中で継続的な対応をしておるところです。

山田伸幸委員 実際、今4館を言われたんですが、それぞれのお風呂の利用人数がどの程度いらっしゃるのか。まずちょっとそこを教えてください。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 1日当たりですと、平成25年の数字なんですけど、本山、赤崎、高泊、高千帆の4館で、おおむね70名程度。平成30年であれば、その4館でおおむね60名程度。昨今であれば、令和2年では、それが40名程度に減少しております。

白井健一郎副委員長 浴室の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、たしか中央福祉センターは1階に社会福祉協議会が入ってまして、緊急でお金に困った人が駆け込む寺みたいなものですよね。御本人が自分で探せるかどうかはともかく、例えば支援者が社協に連れて行って、何か緊急に小口の貸付けなんかをお願いするところなんですけど、そこで、例えば確か以前聞いたんですけど、何もできないけどお風呂ぐらい入っていきなよということで、お風呂を貸してあげるという例も多々あったと思うんです。だから、先ほど紹介があった平成30年で60人ですか、それは4か所の合計ですけど、その人たちも生活保護ではない、ある程度緊急性がある、貧困に困っている方々にお風呂を貸していたと思うんですけれども、そういうことはまず把握していますでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 おっしゃられますとおり、緊急的に困っていらっしゃる方がどれぐらいおられるかということはちょっと把握してお

りませんが、現在利用してらっしゃる方は固定的といいますか、常連の方が多く、おおむね固定されたお客さんが利用されておるといふことで把握はしておるところです。

白井健一郎副委員長 先ほど言われた浴室をやめるといふのは、理由は公平性でしたか。ちょっとそれを確認したいんですけど。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 公平性と言いましたのは、4館一緒に同時にという意味です。使える施設もあるのではないかということでしたので、使える施設だけやって、使えないとか止めている施設はやめるといふことでなく、一斉に公平的に4館の入浴施設の利用を停止したいという考えでおるところです。

白井健一郎副委員長 福祉サービスとして、小口の貸付けを頼んできた人にお金は貸せないけど、ちょっとお風呂入っていきいやというサービスですね。それ全部は用意できないから、一層、全部消してしまおうといふのは、ちょっと乱暴だと思うのですが、どうでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 白井委員がおっしゃいます分について、4館は同時に入浴を停止しますが、中央福祉センターにおいては、まだもう少しの間存続させたいということ考えておるところです。

山田伸幸委員 固定されているということなんですけれど、実際に利用者の状況、家に風呂がないとか、たちまち困ってしまうといふようなことはないんでしょうか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 1軒ずつ全てを確認しておるわけではありませんが、昨今の状況からすると、もうおおむね御自宅にはお風呂があるのではないかと考えておるところです。

吉永美子委員 9月議会でしたね、公民館が平成26年4月から時間単位なのに福祉センターがなっていないいふことを発言させていただいて、来年度からこのように時間単位に変わるということ自体は歓迎するんですけど、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、休養室が使用料から外れている理由は何ですか。浴室の関係ですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長　今おっしゃいます休養室というのは、福祉センター条例のことですか。

吉永美子委員　例えば、今の議案第88号の1ページの対照表。以前は時間単位じゃなくてということで、左のほうに改正後とあるんですが、その中に休養室というのがないように思うんです。そういう意味で聞いています。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長　改正後の福祉センター使用料の中に休養室がないということよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）現在こちらの表にあります福祉センター使用料の表につきましては、山陽小野田市中央福祉センターの料金のみとなり、中央福祉センターには休養室という部屋はありませんので載っておりません。3ページと4ページ、表をめくっていただければ分かるかと思うんですが、山陽小野田市中央福祉センターという表がこの福祉センター使用料表になりますので、その中には休養室はないものと考えております。

吉永美子委員　だから、休養室そのものは今後も使える、続くということですね。浴室は使わなくなるけど、ということですか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長　休養室そのものにつきましては、地域交流センター化の中で使用していただくようになるかと思えます。

福田勝政委員　実は有帆は福祉会館ができて、すぐ立派な風呂ができたんですよ。ほんで、4、5年続いたのかな。今は倉庫みたいになって恐らく物置みたいになっているんです。風呂はたしかまだそのまま置いてあるんです。あれをもう一遍どうにか使ってもらうわけにはいかないですかね。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長　福田委員おっしゃいますとおり、古い資料を調べたところ、当時は福祉会館の運営委員会のようなものがあって、その中で利用者数が少ないということで有帆の福祉会館のお風呂は利用を停止したものだと思っています。その後、風呂という形態ですので、なかなか改修に費用が掛かったりするようなことがあろうかと思い、そのまま倉庫のようにになっているのではないかと思っています。今後は関係

機関と協議しながら何かに活用するというと、ちょっとすぐには難しいかもしれませんが、検討していく一つの材料ではないかと思っています。

大井淳一郎委員 先ほどの話に戻りますけど、旧福祉会館の娯楽研修室ということで、お風呂のない日はお金を取っている状況ですから、今後は、お風呂がなくなるわけですから、毎日5時までにはお金を取らないという運用なんですよ。知り合いがいるかいないかは置いておいて、私はちょっとこれはどうかと思うんです。乱用という言い方は良くないですけど、片や使用料を取って片や取らないという事例が起きてくるんじゃないかと思うんですが、そこは特別扱いし過ぎではないかと思うんです。そこはちゃんと精査していただきたいんですが、いかがですか。運用をちゃんと改めていただきたいと思うんです。これはちょっと急にはできないかもしれませんが、ちょっと諸団体と話し合ってもらいたい。そこはいかがですか。

河上市民活動推進課長 お風呂の利用者が使っておられる休養室については、部屋の名称を交流室と書き換えさせていただいておりますが、ここについては、しっかりと使用申請をいただいて、使用料が必要な場合については頂く形としております。現在、囲碁や将棋等を行っておられる方々の部屋といたしますか、利用しておられる部屋について、継続的に利用させていただくために、その部分のみを自由に使っていただく。ただ、公民館においては、なかなかロビー等の十分なスペースを確保できておりません。こういった意味合いも含めまして、多くの方々に来ていただくという趣旨の中で、ここを自由に使っていただくという考え方です。

大井淳一郎委員 最後にしますけど、囲碁や将棋が週にどれぐらい使われているか分かりませんが、利用実績を見て、ほかの団体との公平性を考えたときに少し疑問かなと思いますので、ちょっと今後の運用を見て、場合によっては適切な使用料を取っていただくように要望します。

松尾数則委員長 質疑がなければ、議案第88号の審査をここで一旦終了したいと思いますけど、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）どうしましょう。続けて行きましょうか。

（総務文教常任委員会所管の審査に替わるため、委員長職交替）

長谷川知司委員長 では、続きまして議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

篠原総合事務所長 それでは地域活性化室から、議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明します。この度の改正につきましては、先ほど来御説明しておりますとおり、議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定によりまして、令和4年度から厚狭地域交流センターが設置されることに加えまして、議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定に伴いまして、厚狭地区複合施設条例の一部を改正するものです。本条例の第3条施設の構成におきまして、第1項第4号に規定されております山陽小野田市厚狭公民館を山陽小野田市厚狭地域交流センターに改めますとともに、第5号に規定しておりますコミュニティ施設につきましては、新たに設置される地域交流センターにその機能が包含されるため、廃止し削除しております。また、第5条から第13条までにつきましては、コミュニティ施設に関する使用の許可や使用料などについて定めておりますので、これらを全て削除しております。またこれに伴いまして、コミュニティ施設の構成を表わしておりました別表第1及びコミュニティ施設の使用料を表わしております別表第2をそれぞれ削除しております。以下、新旧対照表を付けておりますので、参考としてください。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、これで議案第93号の審査を終わります。続きまして、議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

船林社会教育課長 議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例について、社会教育課より説明します。これは、現在御審査いただいております地域交流センターの設置により、公民館が地域交流センターとなることに伴い、現在の公民館条例を廃止しようとするものです。なお、公民館条例は廃止となりますが、現在の公民館機能はそのまま、地域交流センターに引き継がれ、生涯学習の推進に関して、教育委員会がこれま

でと同様に関与していくこととしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。皆さんからの意見を受け付けます。

大井淳一郎委員 すいません。直接は関連しないんですけども、11地区の公民館を廃止ということなんですが、津布田会館の今後の位置づけですよ。津布田会館というのは、公民館的機能を持っているイメージがちょっとあるんですが、これは今後どのような位置づけになるんでしょうか。教えてください。

船林社会教育課長 津布田会館につきましては、公民館条例ではなくて津布田会館条例により設置しておるものです。公民館類似施設として運営しておりますが、ここに関しましては、これまでと同様に教育委員会が所管しまして、生涯学習施設として利活用していただくこととしております。

大井淳一郎委員 それはとてもいいことだと思うんですが、津布田校区の地域課題といったことを考えた場合、もうそれは埴生地区でということになるんでしょうか。ちょっとそこの兼ね合いを教えてください。津布田校区の生涯学習は津布田会館でやるかもしれないけど、津布田校区の地域課題については、もう埴生地区として捉えて、埴生地区の地域交流センターで対応していくという理解でよろしいでしょうか。

岡原教育部長 それではまず教育委員会から。津布田会館につきましては課長が説明しましたとおり、公民館に類似する施設として教育委員会が所管しております。津布田小学校の閉校に伴いまして、小学校がなくなるわけですけども、地域交流センターは各小学校区に設置するということで、現在の埴生と津布田をまとめて埴生の地域交流センターでということで、これからの地域活動の拠点としていただきます。津布田会館につきましては、これまで同様、生涯学習施設として教育委員会の所管で引き続き運営していきたいと思っております。

山田伸幸委員 先ほども関連質疑を議案第87号のときに言ったんですが、公民館を廃止する条例ということは、公民館をなくすというふうはどうし

でも受け取ってしまうわけです。それが全部包含されたものが地域交流センターというのは、理屈としては分かるんですが、住民感情としてなかなか受け入れ難いものがあるんじゃないかなと思うんです。その点については、先ほど若干説明はありましたけれど、今使っておられる利用者に対して、きちんと納得のいくような説明が行われていくのかをもう一度お聞きいたします。

長谷川知司委員長 先ほど説明ありましたけども、もう一度聞きたいということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡原教育部長 公民館が地域交流センターに移行していくということで、地域の方、公民館の利用の方に十分に説明をされているかというところなんですけれども、午前中の審議から申し上げておりますとおり、公民館の活動自体は地域交流センターに引き継がれて包含されていくもので、今現在、使用している皆様には不利益がないようにということで進めているところです。特に交流センターに変わったので、これができませんということはないものと考えておりますので、この四つの関連条例を可決していただきましたならば、そこから速やかに地域公民館の利用の皆様には丁寧に説明をしていきたいと思っております。

長谷川知司委員長 ほかにはありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、これで議案第94号の審査を終わります。なお、議案第88号、第93号、第94号ともに、これは議案第87号に関するものですから、その採決を待って、残りの3議案も採決ということにしております。今日の審査はこれで終わります。どうもお疲れ様でした。

午後2時40分 散会

令和3年11月29日

民生福祉常任委員長 松尾 数 則
総務文教常任委員長 長谷川 知 司